

千葉県公安委員会告示第20号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第41条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う。

令和8年2月4日

千葉県公安委員会委員長 寺嶋 哲生

1 聴聞の期日

令和8年2月18日（水）午後3時00分

2 聴聞の場所

千葉市中央区長洲1丁目9番1号
千葉県警察本部 1階 聴聞室

3 事案番号

同法第41条第2項に基づく聴聞第4号